

## 令和6年第4回農業委員会総会 議事録

開催日時 令和6年4月26日(金) 午前9時00分～11時55分

開催場所 いちき串木野市役所 市来庁舎 3階会議室

### 出席農業委員(12人)

会長	12番	前田	浩二
会長代理	11番	久木山	純広
	1番	池田	善之
	2番	蓑手	幹夫
	3番	樋ノ口	正信
	4番	川畑	千秋
	5番	西	美香
	6番	木場	由美子
	7番	野元	京子
	8番	古賀	久美子
	9番	西村	四男
	10番	外菌	健藏

### 出席農地利用最適化推進委員(3人)

串木野地区1	藤園	宗男
串木野地区2	井手迫	正博
市来地区	永井	美治

出席職員 後潟局長、篠原主幹、松原主査、棚町主査

議事録署名委員 (7番 野元 京子 委員 ・ 8番 古賀 久美子 委員)

### 議事日程

#### 議事録署名委員の指名

- |              |  |
|--------------|--|
| 日程第1 報告議案第8号 | 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知・中間管理法(5件)について         |
| 日程第2 報告議案第9号 | 農地の転用事実照会に関する回答(1件)について                      |
| 日程第3 議案第19号  | 農地法第3条第1項の規定に関する買受適格証明願(1件)について              |
| 日程第4 議案第20号  | 農地法第3条第1項の規定による許可申請(2件)について                  |
| 日程第5 議案第21号  | 農地法第5条第1項の規定による許可申請(4件)について                  |
| 日程第6 議案第22号  | 非農地証明願(2件)について                               |
| 日程第7 議案第23号  | 農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画案(一括方式)(6/1開始・9件)について |

- 日程第 8 議案第 24 号 農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画案（一括方式）  
（7/1 開始・8 件）について
- 日程第 9 議案第 25 号 農用地利用配分計画書（耕作者変更機構貸出）について（3 件）
- 日程第 10 議案第 26 号 令和 5 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務  
の実施状況の公表（案）並びに令和 6 年度最適化活動の目標の設定  
等（案）について

## 会議の概要

局長 皆様、おはようございます。ただ今から、令和 6 年第 4 回いちき串  
木野市農業委員会総会を開催いたします。まず、始めに会長からあい  
さつをお願いいたします。

会長 （あいさつ）

局長 会長ありがとうございました。本日は開会に先立ちまして、令和 6  
年度の農業振興に関する重点施策等について、農政課の皆さんに説明  
をお願いしてあります。農政課の皆さんよろしくお願ひします。

農政課長 （職員紹介及び説明）

局長 どうもありがとうございました。何か質問等がありますか。

農政課職員 （質問等に関する回答終了後）

局長 農政課の皆様、ありがとうございました。

（農政課職員退席）

局長 どうもありがとうございました。それでは、総会の方を進めてまい  
ります。いちき串木野市農業委員会会議規則第 5 条により、会議の議  
長は、会長が行うこととなっておりますので、会長よろしくお願ひい  
たします。

議長 それでは会議規則に基づきまして、私の方で議長を務めさせていた  
だきます。まず、本日の農業委員の出席状況について、事務局の方か  
ら報告をお願いいたします。

局長 農業委員定数 12 名で、現在数 12 名に対し全員出席されておりま  
す。過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27

条第3項及びいちき串木野市農業委員会会議規則第7条の規定により、本日の総会が成立していることを報告いたします。なお、農地利用最適化推進委員の3名の方々とも出席されておりますことをご報告いたします。

議長

ありがとうございます。それではお手元の会次第に従いまして、進めてまいります。議事に入ります前に、本日の議事録署名委員の指名を行いたいと思いますが、恒例により私の方で指名させてもらってよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

議長

ありがとうございます。それでは、今回の議事録署名委員に、7番 野元京子 委員、8番 古賀久美子 委員にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。それでは、早速議事に入ります。

まず、日程第1報告議案第8号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知農地(中間管理法)分についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

棚町主査

1ページをお願いします。日程第1報告議案第8号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知(中間管理法)分は5件6筆3,513㎡です。1番から3番は、後程28ページの日程第9議案第25号農地中間管理事業にかかる農用地利用配分計画書(耕作者変更機構貸出)にて新たな耕作者との契約をご審議いただくための解約です。4番、5番は、排水不良のための解約です。今後新たな耕作者を探していただけるように、2班の方々へお願いをしております。次の耕作者が決まっていないため、貸人と借人両方からの合意解約になっております。先月の総会時に農政課から中間管理機構への集積等促進計画提出期限が早くなったため、促進計画も、配分計画も2ヶ月先の契約等のご審議に合わせた合意解約通知になっておりますと申し上げておりましたが、農政課の事務に余裕がないため、今月から3ヶ月先の契約に関するご審議をしていただくことになりましたので、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。ただ今、事務局の方から説明がありました。今回は5件6筆ということでございます。皆さんの方から何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にご質疑ないようでございますのでお諮りします。日程第1報告

議案第8号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知農地（中間管理法）分5件6筆については、報告のあったとおり受理することでご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長

異議なしということですので、日程第1報告議案第8号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知農地（中間管理法）分5件6筆については、報告のあったとおり受理することによって決定をいたしました。

次に進みます。日程第2報告議案第9号農地の転用事実照会に関する回答についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

松原主査

日程第2報告議案第9号農地の転用事実照会に関する回答についてであります。2ページをお開きください。令和6年4月3日付で鹿児島地方法務局川内支局から依頼のありました、大里〇〇、畑、29㎡については、令和6年4月12日に久木山代理、樋ノ口委員、後潟事務局長、事務局松原で現地確認を行ない、回答期限が4月17日であったため、5ページのとおり法務局へ回答したものです。回答を読み上げます。5ページをお開きください。

1.土地の現況が農地であるか否か。「否」

2.転用許可がされている時は、許可年月日、許可条項、転用目的、許可申請者の住所・氏名。「許可無し」

3.転用許可がされていない時は、その旨。「平成26年違反転用と判断」

4.3の場合において、転用許可を得ないで土地の現況を非農地に変更している時は、原状回復命令が発せられる見込みの有無。「平成5年の建築と思われ、原状回復命令が発せられる見込みは無い」

5.建物の建築の制限等の規制がされている区域内の土地であるか否か。「否」

6.その他参考となる事項。「特に無し」で回答しております。

以上で説明を終わります。

議長

既に4月16日付で、法務局に対しては5ページのとおり回答をしているところですが、何か皆さんの方からご質疑ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

特にご質疑ないようでございますのでお諮りします。日程第2報告議案第9号農地の転用事実照会に関する回答につきましては、ただ今

説明がありました5ページ記載のとおりの内容で回答することで、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということですので、日程第2報告議案第9号農地の転用事実照会に関する回答については、5ページ記載のとおりの内容で回答することで決定をいたしました。

次に進みます。日程第3議案第19号農地法第3条第1項の規定に関する買受適格証明願についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

棚町主査

日程第3議案第19号農地法第3条第1項の規定に関する買受適格証明願についてです。6ページをご覧ください。申請地は、市役所税務課の差押物件です。5月10日(金)に税務課の開催する農地の差押不動産の公売会へ参加資格を得るための申請です。農地法第3条第1項の規定による許可申請に必要な書類が添付されております。今回許可を頂いた場合、買受適格証明を発行します。公売で落札後に3条許可申請が提出されますと、買受適格証明書の交付時と事情が異なっていない場合、農業委員会会長の判断で許可をして差し支えない旨も合わせてご審議いただきますと、税務課からの売却決定通知書が提出された後に、再度総会の審議を経ずに3条許可書を交付いたします。その際は、農業委員会総会時に報告議案でご報告いたします。3条申請と同じようにご審議いただきますので、調査は【正】を池田委員、【副】を西村委員にお願いしてあります。よろしく申し上げます。

議長

それでは、現地調査の報告をお願いします。

池田委員

1番池田です。農地法第3条第1項の規定に関する買受適格証明願No.1についてを説明いたします。4月22日午前10時より、申請人本人立会いのもと、西村委員と調査を実施しましたのでご報告いたします。申請地は農用地区域内農地の田です。位置図は6、7ページを参照してください。申請地は現在申請人が耕作しており、申請地を公売により取得して、引き続き水稻を栽培するとのことです。農作業に従事する者は2名で、農機具についてはトラクター、田植え機、コンバイン、乾燥機など農機具一式を持っておられます。自宅からの通作距離は2kmです。調査の結果、何ら問題は無いと考えます。皆さまのご審議の程、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございます。ただ今事務局の説明及び現地調査の報告が

ありました。ただ今から質疑に入りたいと思います。買受適格証明願ですので、実質内容的には3条許可申請と同じ手続きになります。何か皆さんの方からご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

申請人も皆さんご存知の方ですので、特に問題はないかと思っておりますのでお諮りします。日程第3議案第19号農地法第3条第1項の規定に関する買受適格証明願については、申請のとおり買受適格証明書を発出すること、及び農地の競売後において申請者の申請内容に特段の変更がない場合は、総会に諮らず、会長の決裁により農地法第3条の規定に基づく許可指令書を発出することで、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということですので、日程第3議案第19号農地法第3条第1項の規定に関する買受適格証明願につきましては、申請のとおり買受適格証明書を発出すること、及び農地の競売後に於いて申請者の申請内容に特段の変更がない場合は、総会に諮らず、会長の決裁により農地法第3条の規定に基づく許可指令書を発出することで決定をいたしました。

次に進みます。日程第4議案第20号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。今回の申請は2件です。2件について事務局の説明及び現地調査の報告が終了した後に、質疑に入ります。それでは、事務局の説明をお願いします。

棚町主査

日程第4議案第20号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてです。今月の申請は2件です。8ページをご覧ください。No.1についてご説明いたします。譲受人が譲渡人から所有する農地を、売買により譲り受けたいという申請です。今回の申請地は農用地区域外農地です。譲受人は所有する農地を全て耕作しておられます。今まで、申請地を耕作しておられ、今回境界を確定させるために、分筆をしての申請です。また、譲受人には違反転用もございましたので、16ページの農地法第5条第1項の規定による許可申請についても合わせて提出していただいております。調査は【正】を葦手委員、【副】を外菌委員にお願いしてあります。よろしく申し上げます。

議長

それでは、現地調査の報告をお願いします。

蓑手委員

2番蓑手です。農地法第3条第1項の規定による許可申請No.1についての調査報告をいたします。4月20日(土)午前8時40分から、現地で譲受人の代理者の行政書士立会いのもと、外菌委員と私が調査をいたしました。位置図につきましては資料8ページ、9ページを参照してください。申請地は農用地区域外農地です。譲受人は申請地33㎡を買い受けて、西側に隣接する畑と一体利用で、自家消費用の農作物を栽培する畑として購入されるものであります。申請地につきましては自宅から約500mの位置にあります。労力は2人で、常時作業をされる方は1人です。農機具の保有状況は、管理機、草刈り機、噴霧器など、耕作に必要な農業機械等を所有されており、私どもの調査では、何ら問題はないものと判断しております。皆さまのご審議方をよろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。それではNo.2について、事務局の説明をお願いします。

棚町主査

10ページをご覧ください。No.2についてご説明いたします。2月の総会で保留になり、3月の総会で申請の取下げ願いが提出され、農地の数を減らして再度申請された残りの2筆の農地についての申請です。譲受人が譲渡人から、所有する農地を売買により譲り受けたいという申請です。今回の申請地は農用地区域内農地です。譲受人は今までも相対で耕作をしておられます。経営面積はありませんが、家族と一緒に父の所有する農地や、今回の申請地と周辺の相対で借りている農地にもビニールハウスを設置して農業をしておられます。調査は【正】を木場委員、【副】を西委員をお願いしてあります。よろしくをお願いします。

議長

それでは、現地調査の報告をお願いします。

木場委員

6番木場です。農地法第3条第1項の規定による許可申請No.2について報告します。4月21日午後3時より、譲受人の代理人と、西委員と調査を実施しましたので報告します。資料の10ページ、11ページを参照してください。譲受人は、取得後きゅうり、オクラ、ピーマン等の季節野菜を栽培されます。農機具保有状況は、トラクター、草刈り機、噴霧機等一式持っています。今まではこの農地を両親と一緒に耕作されていらっしゃいます。通作距離は自宅のすぐ横と、300m位の場所です。私達が調査した結果は、問題無いと見てきました。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議長

ただ今事務局の説明及び現地調査の報告がありました。ただ今から質疑

に入りたいと思います。まず、8ページ、9ページのNo.1について、何かご質疑ございませんでしょうか。ちょっと私の方から質問していいですか。今まで境界がわからずに相手方の畑に接近して耕作をしていたということみたいなんですけど、そこはどうしても今回売買しないといけないという形になったのは特段の理由があるんですか。境界をはっきりして相手に返せばいいということになるのかなと思うんですけど、あえてそこを分筆して売買して購入するというこの意味がはっきりしなかったものですから。隣に譲渡人の畑があるものから。

棚町主査 はい、よろしいですか。

議長 はい、どうぞ。

棚町主査 行政書士にその件についてお尋ねしたんですけれども、乗入れ口をきれいに半分ずつ使いたいということで、今回申請を出しましたというお返事でした。乗り入れ口を作られる時に測量はされなかったんでしょうかということもお尋ねしたんですが、所有者に聞いても覚えていないということでした。

野元委員 兄妹なので。

議長 兄妹なんですか。

野元委員 妹さんの土地をお兄さんが譲り受けるという形ですね。

外菌委員 世帯が別になったから、そこはきちんとしてほしいという思いじゃないですか。

叢手委員 それと合わせて、現状的には両者相乗りのような格好で間口が大きかったんですけれども、現状のままの敷地で譲受人の乗入れ口が狭いので、両者話合いの上で、そこを真ん中利用ということですかね。現実的には周りが住宅化しています。今は農地の状態でありますけど、今の時期で整理をされるんじゃないのかと感じたところであります。

議長 はい、わかりました。他にご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは 10 ページ、11 ページのNo.2 について、何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)



議長

特にご質疑ないようでございますので、一括してお諮りしたいと思います。日程第4議案第20号農地法第3条第1項の規定による許可申請、今回は2件でございますが、いずれも申請のとおり許可することで、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということでございますので、日程第4議案第20号農地法第3条第1項の規定による許可申請2件につきましては、いずれも申請のとおり許可することで決定いたしました。

次に進みます。日程第5議案第21号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。今回の申請は4件です。4件全てについて事務局の説明及び現地調査の報告が終わった後に質疑に入りたいと思います。それでは事務局の説明をお願いします。

松原主査

日程第5議案第21号農地法第5条第1項の規定による許可申請4件についてであります。12ページをお開きください。No.1についてご説明いたします。譲受人は、西薩工業団地の残区画が少なくなってきたことにより、申請地及び雑種地1筆 1,283 m<sup>2</sup>、用悪水路9筆 139.71 m<sup>2</sup>、里道・水路 1893.29 m<sup>2</sup>と一体利用により、合計 29,280 m<sup>2</sup>の新たな工業団地を造成したための申請であります。14ページが計画の概要図となっております。第2種農地、その他の農地であります。通常、用途地域が定められた土地でないため、土地の造成のみ行うことは一般的に認めないこととなっておりますが、宅地造成事業の特例措置に該当する産業の導入に関する実施計画書の策定により、可能となっております。市内で10ヶ所検討しており、必要面積が確保できること、既存産業との地理的近接性があること、交通条件が良いことの3つの基本条件を全て満たし、周辺の営農環境等に与える影響も少ないと考えての選定となっているようです。調査委員は【正】を樋ノ口委員、【副】を久木山委員にお願いしてあります。よろしく申し上げます。

議長

それでは、現地調査の報告をお願いします。

樋ノ口委員

3番樋ノ口です。日程第5議案第21号農地法第5条第1項の規定による許可申請No.1についてです。4月22日(月)午前9時から、代理人と久木山委員と私で調査してきました。場所は12～15ページをご覧ください。農地区分は第2種農地、その他の農地です。転用目的は、農地を有効利用し工業団地の造成を行うためです。転用理由は、西薩工業団地の残区画が少なくなってきたことで、新たに工業団地を造成したためです。農村地域への産業の導入に関する実施計画書等が提出されています。造成は2区画を産業用地として計画されて

いて、面積は 38 筆 25,964 m<sup>2</sup>です。また、その他の用地も一体利用されます。土地造成で盛土を最高 50 cm行なう予定です。排水は水路を周囲に設け、土砂防止、雨水の流出を良くするため、西側と南側は現状のまま利用します。東側は新たに排水路を設け、河川に流出します。北側は現在のものを取り除き、新たに排水路を設け河川へ流出します。北側の河川には水門を新たに設け、北側と東側は排水溝を設けます。中央部の水も北側へ流します。資金は自己資金と、補助金で行います。一般会計の予算議案議決書も提出されています。着工は 10 月頃からで、1 年位かけて整備したい意向です。用水は公共上水道、雨水排水は水路に放流、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で対応します。被害防除計画書他、備考欄に記載された書類が提出されています。私達の見聞したところ、特に問題ないと見てきました。皆様方のご審議方よろしくお願ひします。

議長                    ありがとうございます。次にNo.2 について、事務局の説明をお願いします。

松原主査                No.2 についてご説明いたします。16 ページをお開きください。譲受人は、家電の販売や、土木建築・電気工事関係等を主な目的とする会社であり、砂利置場のスペースがないため、申請地を使用貸借にて借り受け、資材置場として使用したいための申請であります。なお、以前から使用しており、始末書が添付されております。第3種農地で第1種中高層住居専用地域内にある農地であります。調査委員は【正】を外菌委員、【副】を蓑手委員にお願いしてあります。よろしくお願ひします。

議長                    それでは現地調査の報告をお願いします。

外菌委員                10 番外菌です。農地法第5条第1項の規定による許可申請No.2 について、4月20日午前8時15分より、代理人立会いのもと、蓑手委員と私が調査を実施しましたので報告いたします。申請地の位置図は16、17 ページを参照してください。転用目的は砂利置場のスペースがないため、申請地を借りて資材置場としたいためです。農地区分は第3種農地、第1種中高層住居専用地域です。申請地を候補地として選定した理由は、近隣に重機置場があり、また以前より埋立てしていたためです。この土地は平成23年1月に形質変更届出の許可を受けて盛土をしていたため、資材置場として使用して良いと勘違いし、〇〇に貸してしまいました。そのため、違反転用の対象となり、始末書の添付となりました。申請地は現状のまま利用し、周辺の農地対策は緑地、緩衝材を設け、雨水排水は水路放流とします。申請地の東は道路、畑、原野、西と南、北側は原野です。被害防除計画書等は5条申

請の備考欄に記載してあります。本人は反省されており、私たちの調査では特に問題はないと思われませんが、皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議長                    ありがとうございます。今回のNo.2は第3種農地ということで、第1種中高層住居専用地域に指定されておりますが、事務局の方で、カラー刷りの資料を添付してあると思うんですが、これについて説明がなかったものですから、合わせてこの後のNo.3、No.4にも関係がありますので、一度この都市計画法の用途地域について、どういった所なのかイメージもなかなかわかなかったところですので、事務局は説明をしてください。お願いします。

松原主査                (用途地域の説明)

議長                    資材置場はどれに該当するんですか。

松原主査                調べてまた後から報告したいと思います。

議長                    今から色んな用途地域の名称が出てきますので、これらも参考にして判断をしていただきたいと思います。それでは次にNo.3について、事務局の説明をお願いします。

松原主査                No.3についてご説明いたします。18 ページをお開きください。譲受人は、現在借家住まいで手狭であるため、申請地及び隣接する宅地〇〇160.74㎡と、〇〇の23㎡を買い受けて、一体利用により住宅を建築したいための申請であります。第3種農地で第1種住居地域内にある農地であります。こちらは、一般住宅は問題ありません。調査委員は【正】を古賀委員、【副】を川畑委員にお願いしてあります。よろしくお願ひします。

議長                    それでは現地調査の報告をお願いします。

古賀委員                8番古賀です。農地法第5条第1項の規定による許可申請No.3について、4月23日(火)午前10時より、代理人の行政書士立会いのもと、川畑委員と調査を実施しましたので報告いたします。資料の18、19ページをご覧ください。申請地は第3種農地、第1種住居地域内にある農地で、転用目的は現在借家住まいであるため、申請地と〇〇と、隣接する〇〇を一体利用して、住宅を建築したいためです。被害防除計画書の造成計画は現状のままで利用、これに関する被害防除策の被害の恐れがないために既存ブロックを利用します。境界にはブロックにて擁壁を設け、土や雨水が流出しないように措置します。東

側は道路、西・南・北側は宅地です。周辺の農地の日照、通風などに支障を及ぼすおそれを生じさせないための対策として、建物は平屋で、高さを6 m程度にします。用・排水計画の用水計画は公共上水道、雨水排水は東側側溝へ水路放流、汚水・生活雑排水は下水道へ放流となっております。資金調達計画は融資で、工事計画は6月から11月までとなっております。融資証明書他添付書類は5条申請の備考欄に記載してあります。何ら問題はないと思いますが、ご審議の程よろしく願いいたします。

議長                    ありがとうございます。それではNo.4について、事務局の説明をお願いします。

松原主査              No.4についてご説明いたします。20 ページをお開きください。譲受人は2台の自家用車を保有していますが、自宅の狭隘なスペースへの駐車に苦慮しており、不便であることと、市外にいる子ども3名が帰省の際、駐車スペースも無いため、隣地を買い受けて、駐車場としたいための申請であります。こちらは宅地 357 m<sup>2</sup>と、今回の申請地を足しても 496 m<sup>2</sup>で、一般住宅の 500 m<sup>2</sup>以内であります。用途地域の問題はありません。第3種農地で第1種中高層住居専用地域にある農地であります。調査委員は【正】を西委員、【副】を木場委員をお願いしてあります。よろしく願いいたします。

議長                    それでは現地調査の報告をお願いします。

西委員                5番西です。農地法第5条第1項の規定による許可申請No.4について調査報告いたします。4月21日午後3時半より、行政書士立会いのもと、木場委員と調査を実施いたしました。資料の20～21ページをご覧ください。申請地は第3種農地、第1種中高層住居専用地域内にあります。転用の目的は、自宅前の公道がとても狭く、自宅の狭隘な駐車スペースに苦慮しながら停めている状態であるため、隣地を買い受けて駐車場としたいためであります。また、市外にいる子3名の帰省時の駐車スペースとして利用したいとのことです。周囲に農地は無く、公道面を除いて3面が隣接者によってブロック積みしてあり、公道とは高低差がないので土砂の流出は想定されません。雨水排水は自然流下です。東は公道、南と北は宅地、西側は地図上では水路となっておりますが、現在は埋め立てられ里道のようになっています。許可後すぐ利用したいとのことです。備考欄に添付書類が記載されています。私どもとしては何ら問題はないと見てきましたが、皆様のご審議の程よろしく願いいたします。

議長                    ありがとうございます。ただ今4件について、事務局の説明及び現

地調査の報告がありました。ただ今から質疑に入りたいと思います。まず 12 ページから 15 ページのNo.1について、皆さんの方から何かご質疑ございませんでしょうか。私の方から質問をしていいでしょうか。土地の売買契約については、今どんな状況なんですか。

松原主査 売買については、契約までしています。その中で、農地転用等やその他のものでうまくいかなかった場合には、この契約はなかったことにするという文言を入れての契約になっています。

議長 売買契約は締結されていますが、条件付きということのようです。お金の支払いは、まだされていないということですか。

松原主査 そうですね。

議長 土地代金についても、未払いということですか。他にご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは次の 16 ページ、17 ページのNo.2について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にないようでございます。それでは次の 18 ページ、19 ページのNo.3について、ご質疑ございませんか。

西委員 はい、ちょっといいですか。

議長 はい、どうぞ。

西委員 すみません、ちょっと聞きたいんですけど、〇〇という所は、(スクリーンを指して)ブロックと赤い線の間ですね。これは、どなたの土地ですか。

議長 事務局。

松原主査 そこも買い受けて、宅地にします。

西委員 〇〇の他に〇〇もですか。

松原主査 ○○と○○も買って、一体利用により家を建てます。

西委員 筆数で言えば3筆分を使うということですか。○○は、斜線が引いていなかったから。

川畑委員 そこは、宅地になっているから。斜線の部分だけが農地ですから。

西委員 わかりました。

議長 よろしいですか。他にご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは20ページ、21ページのNo.4について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にないようでございますので、4件一括してお諮りいたします。日程第5議案第21号農地法第5条第1項の規定による許可申請4件については、いずれも申請のとおり許可することで、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしということでございますので、日程第5議案第21号農地法第5条第1項の規定による許可申請4件については、いずれも申請のとおり許可することで決定をいたしました。なお、No.1の工業団地造成については、申請面積が3,000㎡を超えますので、県農業会議の常設審議委員会に意見を求めたうえで、決定をする必要があります。5月10日に常設審議委員会が開催の予定でございますので、農業会議の常設審議委員会に諮って回答を得たうえで県へ進達し、その後特に異議がなければ県が許可を出すということになります。そこもお含みおきください。

次に進みます。日程第6議案第22号非農地証明願についてを議題とします。今回の申請は2件ですが、いずれも違反転用指導対象事案ですので、現地調査の報告は省略します。2件について事務局の説明があった後に質疑に入ります。それでは、事務局の説明をお願いいたします。

松原主査 日程第6議案第22号非農地証明願2件についてであります。いずれも違

反転用と判断されております。22 ページをお開きください。No.1 についてご説明いたします。亡くなった父が申請地の農地にまたがって昭和 55 年に家を建て、残りの面積も駐車場として使用し現在に至っております。

続きましてNo.2 についてご説明いたします。24 ページをお開きください。申請者が昭和 58 年頃申請を知らず倉庫を建て現在に至っている状況で、始末書が添付されております。

議長

今回の申請は2件ということでございます。事務局の説明がありました。質疑に入りたいと思います。まず 22、23 ページのNo.1 について、何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にないようでございます。それでは次の 24、25 ページのNo.2 について、何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にご質疑ないようでございますので、一括してお諮りします。日程第6議案第22号非農地証明願2件につきましては、いずれも申請のとおり非農地証明書を発出することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということでございますので、日程第6議案第22号非農地証明願2件については、いずれも申請のとおり非農地証明書を発出することで決定いたしました。

次に進みます。日程第7議案第23号農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画案(一括方式)令和6年6月1日開始分についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

棚町主査

26 ページをお願いします。日程第7議案第23号6月1日開始の農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画案(一括方式)についてです。新規で8件、継続が1件で、15筆9,034㎡です。3番は前回の契約も中間管理事業であったもので、継続の契約です。5番は、前回は基盤強化法の契約であったものから中間管理法の契約に変更する案件です。3番以外は全て新規の契約です。所有する農地のある方は、全て耕作しておられます。所有する農地の無い借人は、借入地は全て耕作しておられます。よろしくお願いたします。

議長

ただ今、事務局の説明がありました。今回は、9件 15筆 9,034 m<sup>2</sup>ということです。3番は同じ中間管理法分で、契約更新ということになります。それ以外は全部新規ということでございます。皆さんの方から何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にご質疑ないようでございますのでお諮りします。日程第7議案第23号農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画案(一括方式)令和6年6月1日開始分につきましては、ただ今報告のあった内容で決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということでございますので、日程第7議案第23号農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画案(一括方式)令和6年6月1日開始分につきましては、ただ今報告のあった内容で決定をいたしました。

次に進みます。日程第8議案第24号農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画案(一括方式)令和6年7月1日開始分でございます。これを議題といたします。なお、「農業委員会等に関する法律第31条」及び「いちき串木野市農業委員会会議規則第11条」の規定により、「委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」となっておりますので、関連する委員、今回〇〇委員でございます。すみませんがご退席をお願いいたします。

**〇〇委員退席後**

それでは事務局の説明をお願いします。

棚町主査

27ページをお願いします。日程第8議案第24号7月1日開始の農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画案(一括方式)についてです。先月の総会の際、農政課の手続きの都合で2月先の農用地利用集積等促進計画についてご審議いただくことになりましたと申し上げておりましたが、公社への手続きが間に合わなくなるため、農政課から3ヶ月先の意見を求められておりますので、今月から3月先の契約についてのご審議をいただくことになりました。新規で8件21筆 18,074 m<sup>2</sup>です。3番と5番は、前は基盤強化法の契約であったものから中間管理法の契約に変更する案件です。これらは全て新規の契約です。今回新たに〇〇の申請が出ております。農地所有適格法人としての要件につきましては、その他(3)の46ページ、47ページ



でご報告をいたします。所有する農地のある方は、全て耕作しておられます。所有する農地の無い借人は、借入地は全て耕作しておられます。よろしくをお願いします。

議長

ただ今、事務局の方から説明がありました。今回3ヶ月先に始まる分についての審議をするということで、同じ項目の部分が6月1日開始と、7月1日開始の2件載っております。来月からは8月1日開始分しかないと思いますが、今回は特別に2件ということになっております。皆さんの方から何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にご質疑ないようですのでお諮りします。日程第8議案第24号農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画案(一括方式)令和6年7月1日開始につきましては、27ページ掲載の8件21筆18,074㎡について、報告のあった内容で決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということでございますので、日程第8議案第24号農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画案(一括方式)令和6年7月1日開始については、27ページ掲載の内容で決定をいたしました。〇〇委員はまた自席へお戻りください。

**〇〇委員着席後**

次に進みます。日程第9議案第25号農地中間管理事業にかかる農用地利用配分計画(耕作者変更機構貸出)令和6年7月1日開始分についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

棚町主査

28ページをお願いします。日程第9議案第25号7月1日開始分の農地中間管理事業にかかる農用地利用配分計画書は、耕作者変更機構貸出分で、3件3筆1,617㎡で新規の契約です。先程1ページの日程第1報告議案第8号の合意解約通知1番から3番にてご審議いただきました農地です。借人の所有する農地は、耕作しておられる場所と、事業計画予定地で耕作されていない場所もあります。借入地は全て耕作しておられます。当初の契約内容を変更せず、耕作者の変更のみを行う場合に用いられる契約です。契約期間が中途半端な期間設定になっておりますが、中間管理機構の都合で、当初の契約日からの終期をそろえるため、残存期間で再契約を結ぶものです。よろしくをお願いします。

議長 　ただ今事務局の説明がありました。今回は3筆 1,617 m<sup>2</sup>ということでございます。皆さんの方から何かご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 　特にご質疑ないようでございますのでお諮りします。日程第9議案第25号農地中間管理事業にかかる農用地利用配分計画（耕作者変更機構貸出）令和6年7月1日開始については、28ページ掲載の内容で決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 　異議なしということでございますので、日程第9議案第25号農地中間管理事業にかかる農用地利用配分計画（耕作者変更機構貸出）令和6年7月1日開始につきましては、28ページ掲載のとおりで決定をいたしました。

（暫時休憩）

議長 　次に進みます前に、先程の農地転用申請の関係のNo.2について、資材置場があったわけですが、その適否について、松原さんが調べてきたそうですから、それから報告をしていただきます。

松原主査 　16ページのNo.2の用途地域が、第3種農地で第1種中高層住居専用地域での貸資材置場でしたけれども、都市建設課の建築係の方に確認をしたところ、用途地域については建築物に対しての制限になるので、こういった資材置場とか駐車場等に対して制限はないということでした。

議長 　そういうことのようにです。建物以外は、特に制限はないということですか。ということは、太陽光発電もですか。

松原主査 　確か太陽光発電も対象外です。

議長 　太陽光発電も対象外ですね。  
それでは先に進みます。日程第10議案第26号令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）並びに令和6年度最適化活動の目標の設定等（案）についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

資料は 29 ページになります。日程第 10 議案第 26 号令和 5 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）並びに令和 6 年度最適化活動の目標の設定等（案）についてご説明申いたします。まずは令和 5 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）についてです。資料は 30 ページをお願いします。上の方から、1 農業委員会の状況の 1 現在の体制、2 農家・農地等の概要につきましては、2020 年農林業センサスに基づいて記入した数字になります。年度当初の目標からの修正等はありません。

次の 31 ページ 2 最適化活動の実施状況の 1 最適化活動の成果目標については、（1）農地の集積は①の現状、②の目標に対し、その下の③の実績について、新規集積面積はマイナス 11.7 ha、集積面積は 154.7 ha となり、集積率 17.5% で達成状況は 88.4% となりました。数字は農政課からいただいた資料「担い手の農地利用集積状況調査」からの数字になります。集積面積として本年度は減少しており、認定農業者の耕作面積の減少のためであります。次の下の（2）遊休農地の発生防止・解消については、①の現状及び課題、②の目標に対して次の 32 ページの③の実績ですが、アの a 緑区分の遊休農地の解消実績は 1.8 ha、目標に対し 10.3% となりました。また、次のイ新規発生遊休農地の解消として、前年度に新規発生した緑区分の解消面積は 2.2 ha でした。その下の④のその他は、利用状況調査及び意向調査について結果に記入しておりますが、本年度は全体的に見て非農地判断 B 分類が増えた結果となりました。

次の下の（3）新規参入の促進については、①の現状及び課題、②の目標に対し、次の 33 ページの③実績では、新規参入者への貸付け等について 3.7ha、これは〇〇さん、〇〇さん、〇〇さんのものです。例年新規参入者は少なく、目標面積もここ数年の平均の 0.6 ha としていたことから、目標達成となりました。

次の 2 最適化活動の活動目標は、（1）推進委員等が最適化活動を行う日数目標を一人あたり月 10 日以上とし、強化月間を 11 月、12 月、2 月と設定、下の②実績では同様に 11 月、12 月、2 月に利用意向調査、本年度も郵送だけではなく、委員さんの訪問による意向調査も行ったところでした。

次の 34 ページの（3）新規参入相談会への参加については、②の実績にありますように、6 月に新規就農者をはげます会に参加したことによる実績となります。目標の達成状況の評語としては、「目標に対して期待どおりの結果が得られた」となります。また、推進委員等の点検・評価結果については、表のとおりとなりました。成果実績と活動実績とありますが、成果実績は目標達成まではいきませんでした。活動実績は最適化活動が平均月 10 日を超えていた方が多かったため、そのような結果となりました。

次の 35 ページは、別紙で作成する事務の実施状況についてです。

上から1 総会、班会の開催実績としては、年間の実績を記載いたしました。2の農地法第3条に基づく許可事務、その下の3農地転用に関する事務につきましては、令和5年度の実績になります。

次の4違反転用への対応につきましては、管内の農地面積が886ha、その右側に年度末時点の違反転用面積が22.7haとなっておりますけれども、24.7haに訂正をお願いします。当初の分に対して実績が2ha解消されたということになります。以上になります。令和5年度の実績からご審議をお願いしたいと思います。

議長

とりあえず、令和5年度の実績の方から検討していただきたいと思っています。項目が複雑ですので、分けていきたいと思っています。

まず30ページの農業委員会の状況、委員会の現在の体制、農家・農地等の概要、ここで何かお気づきの点はないですか。私の方から、農業に参入している法人がありますよね、全てが認定農業者なのかわからないんですが、解除条件付きの法人の場合に、認定農業者になっていない法人があるんじゃないのかなと思って。ここの2番目の、右の表のところに「農業参入法人」というのが0なんですけど、ここに該当する法人というものはないのかなと思っています。

篠原主幹

ここに関しては、農政課の資料を使って数字を入れているんですけども、それが0になっております。

議長

うちが管理している、農地を借りている法人がありますよね。それらはどうですか。棚町さん。

棚町主査

はい、うちでは解除条件付き法人として5法人あります。

議長

それは、認定農業者に該当する法人もいれば、該当しない法人もあるんじゃないのかなと思って。

棚町主査

解除条件付きは、先程皆さんのお手元にお配りしてあります一覧にも載っていないので、認定農業者ではないと私は考えています。

議長

そうであれば、ここの農業参入法人というところに出てくるんじゃないのかなと思って。ここの農業参入法人は、認定農業者になっている法人も含めて書くのかなと思ったりしているんですが。ダブルカウントするのかなと思っているんですが、どうですか。

篠原主幹

ここに関しては、県の農業会議の方に確認をしておきます。

議長 解除条件付きで、例えば〇〇、〇〇、〇〇、〇〇はここに載っていますよね。認定農業者になっていますよね。だから、この農業参入法人というのは、認定農業者を含めて書くのか否か、そこを確認してみてください。他にご質疑ございませんか。  
30 ページはいいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは、31 ページについて何かご質疑ございませんか。大きな項目の1の(1)の③のところの実績で、今年度の新規集積面積が11.7ha マイナスになっているということで、なぜ減ったのか、ここを詳しく教えてください。

篠原主幹 増えている方も勿論おられるんですけども、全体的に見てマイナスになっているんですが、主に2事業者が約600aずつ減って、合わせて1200a減った分を計算して、最終的に11.7ha減少したことになります。

議長 具体的に、どの事業者ですか。

篠原主幹 その2事業者は、〇〇さんと、〇〇委員です。

議長 そういったことで、集積面積が減ったことになっているようでございます。他にご質疑ございませんか。

それでは次の32ページ、遊休農地のところで、ちょっと私から質問ですが、③の実績のところの、既存遊休農地の解消で、今年度の緑区分の遊休農地解消面積が1.8haになっています。その下の片仮名のイのところの、新規発生遊休農地の解消のところ、前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消実績面積2.2haですが、1.8haと2.2haは全く別ものですか。

篠原主幹 合わせてなんですけれども、イに関しては、昨年発生した緑区分の所がこれだけ減ったことになります。上の方は、全体の面積になります。新たに遊休農地になった所ということになります。

議長 新規発生の2.2haも含めての解消面積が1.8haですか。

篠原主幹 そうです。

議長 ということは、新規に遊休農地が増えたから相殺して1.8haの減少

にしかならなかったということですか。それと、真ん中にある農業委員会の点検結果で「B分類がやや増える結果となった」と書いてあるんですけど、緑区分と黄区分の遊休農地は少し面積が減っているんですよね。

篠原主幹

はいそうですね、黄区分と緑区分がやや減っている形ですね。全体的に見ると、耕作とか保全管理とか2号とかあるんですけど、ほぼ昨年と比べてそんなに変わらないんですが、それを見た時にB分類が若干増えている形ですので、そのような書き方になっているところです。全体的な耕作面積というか、農地の面積も減っていますので。

議長

1号遊休農地が、減り方は少ないけど、それを幾らか減ったと書かなくていいのかなと思って。B分類は我々が関知しないところで、なかなか指導しにくいところなんですけど。

篠原主幹

それでしたら、例えばここは1号遊休農地、緑区分、黄区分の若干減ったと。

議長

1号遊休農地は減少したが、一方でB分類がやや増えたという表現でどうですか。他にございませんか。

33 ページはいかがでしょうか。新規参加者が3人ということで、〇〇さん、〇〇さん、〇〇さんの3経営体です。ここも農業委員会の点検結果について、3経営体というのは、過去の各年度の実績からしても多いですよ。いつも1経営体か2経営体ですよ。3経営体ですから、「本年度においては、新規参入者が予想よりも多かったことから、目標を達成することができた」と、その程度の表現でどうかなと思ってます。それと、33 ページの活動強化月間の実績のところ、3回、11月、12月、2月なんだけど、11月と12月は意向調査で戸別訪問をしたんですよ、2月はどうですか。

篠原主幹

2月は、郵送して回答がなかった所に対して、委員さんをお願いして訪問をしていただいたことがありますので。

議長

その中身が①と書いてあるんですが、①でいいのかなと思って。上の方に書いてある①は農地の集積、②は遊休農地の発生防止・解消、③は新規参入の促進のいずれかを書くようになっているわけでしょう。

篠原主幹

ここも以前農業会議の方から、こういった形で記入していただけたらと指導があったものですから、そのとおりにしています。ただ、来

年度は若干変わっておりますので。

議長                   このように書いてくださいということなんですね。

篠原主幹               はい。

議長                   他に何かありませんか。

34 ページの新規参入のところですが、何かございませんか。この②の実績のところの開催時期が間違っていますので、令和5年6月です。ここは、相談会の内容で「農業委員が参加した」ということしか書いてないですが、ここは後で細かいことをお願いしますけど、当日は日置庁舎で、日置市6人、いちき串木野市3人、合わせて9人の新規就農者があったんです。その内8人が出席したんです。そして内容的には新規就農者に対して、指導農業士等から励ましの言葉があった後、県の振興局から情報提供という形であったものだから、その程度は書いてもいいのかなと思ったところでした。ただ「農業委員が参加した」と書くよりも、そういった具体的な内容を簡単に書いた方がいいのかなと思いました。他にございませんか。

35 ページでは何かございませんか。この班会については、1回と書いてあるんですが、3班あるから3回が正しいのではないかと考えています。それぞれが1回ずつして、3回と書くべきじゃないかと思っています。

篠原主幹               そこも県農業会議に確認します。

議長                   6月は田植が忙しくて、しなかったところもあるんじゃないですか。そこらあたりも確認をしてください。それと、2番目の許可事務のところ、処理期間が申請書受理から30日なんですけど、実績としては30日と書いてあるけど、もっと細かく見れば違うんじゃないのかなと思って。申請書受付が10日までだから、総会が27日だから、実質30日を下回っているんじゃないかと思っています。許可指令書は、いつの日にかで出しますか。

棚町主査               総会日か、その翌日には出しています。

議長                   ということは、30日かかっていないですね。

棚町主査               大体申請も月初めにすることが多いですので。

議長                   ということは、24、25日かなと思っているので、そこはそれぞれ調

べて、平均は正しい数値を入れた方がいいと思います。それと違反転用のところで、実績が2haとなっているんですが、これは主に非農地証明願で処理した分ですか。4条、5条で処理した分も含んでいるんですか。

篠原主幹 非農地判断がされた分が出ている分なので、単純にそれだけではなくて、前年度から今度の調査で違反転用から変わったものも含まれています。色々なものがありますが、例えば倉庫が建っていて違反転用になっていたものが、通ってみたらなくなっていて、更地になっている、違反転用ではなくなっているというのも含まれています。

議長 これは最終的にいつまで報告をしないといけないんですか。

篠原主幹 実績は6月です。

議長 まだ間がありますから、今日説明を聞いただけではなかなか分かりにくいので、もう一回持ち帰ってじっくり見てもらって、気づいた点があれば、事務局に報告をしてもらうということでどうですか。次の総会の時でいいですか。

篠原主幹 次の総会でもう一回審議をするということですか、はい。

議長 そういうことですので、今日聞いただけではなかなか理解が難しいところもありますので、もう一回見ていただいて、気づいた点があれば次の総会に出していただきたいと思います。

それでは、令和6年度最適化活動の目標の設定等について。

篠原主幹 資料は36ページをお願いします。令和6年度最適化活動の目標の設定等(案)についてです。I農業委員会の状況について、1現在の体制については、昨年と同様の数字です。2農家・農地等の概要の右の表の認定農業者等の数については、農政課からの資料により作成いたしました。その下の耕地面積につきましては、農水省からの資料によるものです。

次の37ページ、IIの最適化活動の目標ですが、1の最適化活動の成果目標の②目標については、県からの通知により新規集積面積を9.3haとして、年度末の集積面積を164haとしました。(2)の遊休農地の解消としては、①は現状ですが、②目標のアのa緑区分の解消として、令和3年から5年間で解消するという目標を立てるという事なので、前年と変わりません。なお、bの黄区分、利用状況調査で草や背丈程の木が生えていて、草払いや重機を使い圃場整備すれば耕作



できる状況に戻せるものということですが、その策定方針のように、地域との話し合い活動により関係機関と協議し検討するという旨の文を記載しました。その下イの新規発生遊休農地の解消については、10.4 haとしました。

次の38ページの(3)新規参入の促進については、上から2つ目の②目標として、面積は平成30年度から令和2年度の権利移動面積の平均6.6haの10分の1以上を設定するようにとのことで0.7haとしました。その下の2最適化活動の活動目標としては、(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標として、1人あたり昨年同様1ヶ月で10日としました。昨年度は月平均約12日でしたが、活動していても記録簿に記入していない方がおりましたので、活動したら少しのことでもよろしいので記入していただけたらと思います。その下(2)活動強化月間の設定目標のところですが、昨日県農業会議から連絡がありまして、昨年同様の形で11月、12月を遊休農地所有者の利用意向調査と記入していたんですが、県からの指導により活動強化月間、遊休農地所有者の利用意向調査というのが法定業務、強化せずともやるべきものであるので、前年度まではそういった形だったんですが、強化月間としては「農地パトロール」と書いた方がいいんじゃないかと指導がありましたので、11月、12月の遊休農地所有者への利用意向調査を「農地パトロール」という形で修正をお願いします。その下の(3)新規参入相談会への参加目標は、昨年の実績と同様に、新規就農者をはげます会に参加という事で記載いたしております。以上で説明を終わりますが、御審議いただいた後、これを県に提出いたします。その場合県等から修正があった時には、事務局側で対応していきますので、ご了承いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

議長

令和6年度最適化活動の目標の設定等(案)について、今説明がありました。皆さんの方から何かございませんか。36ページの農業委員会の状況、ここは先程言った農業参入法人は確認をしてみてください。

37ページの最適化活動の目標は、気づいたんですけど、(2)遊休農地の解消のところの①現状、1号遊休農地面積104.3haと書いてあるんですが、31ページを見れば、105.3haと書いてあるんですけど、これとは違っても構わないのでしょうか。

篠原主幹

31ページは令和5年度の数字なので、5年度に調査をしてその結果37ページの現状の数字になっています。31ページは令和5年4月時点で、37ページは令和6年4月です。

議長 1年に1haしか減っていないということですか。さっきの実績と整合がとれますか。

篠原主幹 年間を通して集計を取ったりするので、若干変わってくるころはありますけれども、これを作成した時点での数値になりますので、合わないところは出てくるかと思います。

議長 他に何かございませんか。37ページ1番下の前年度に新規発生した緑区分は、10.4ha 緑区分の遊休農地が発生したということですか。

篠原主幹 はい、そうです。

議長 この10.4haは、(2)の現状の中の緑区分、74.6haの中に含まれるということですか。

篠原主幹 はい、そうです。

議長 10.4haを含んで、現状で74.6ha 緑区分があるということですか。皆さんの方から何かございませんか。特にないようでございますので、お諮りします。今日の段階で決を取らないといけないものですからお諮りします。日程第10議案第26号令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)並びに令和6年度最適化活動の目標の設定等(案)については、ただ今報告のあった内容で決定することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

篠原主幹 すみません、今決議していただいたんですけれども、これを県の農業会議の方に提出して、再度チェックをしてもらうんですけれども、細かい部分で修正があった時には先程申し上げたとおり、事務局側で対応させていただきますので、よろしく申し上げます。

議長 合わせて、各委員の皆さんからも気づいた点がありましたら、来月の総会の時点でまた出していただければですね、そのことも含めて修正等をしていただけたらと思います。ということで、今日の段階では一応決議いただくということで、それぞれ(案)は消してください。

令和6年度は、我々の任期の最終年に当たりますので、それぞれ推進委員の皆さんも含めて、この目標に向かって、心残りのないように思い切り目標を達成できるように頑張りましょう。

以上で、議事については全て終了しました。

議事録署名委員

• \_\_\_\_\_

• \_\_\_\_\_

